

○三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約

平成16年4月1日

教育委員会告示第40号

(目的)

第1条 この規約は、三次市教科用図書採択地区である三次市が設置する小学校及び中学校が使用する教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条に基づき、広島県教育委員会の指導助言のもとに、適正かつ公正な採択が円滑に行われるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の目的を達成するために、三次市教科用図書採択地区選定委員会(以下「選定委員会」という。)及び三次市教科用図書採択地区調査員(以下「調査員」という。)を置く。

(選定委員会の所掌事務)

第3条 選定委員会は、調査員による教科書の専門的な調査研究を基に、幅広い視野からの意見を取り入れ、種目ごとにすべての教科書について審議を行い、その結果について理由を付して教育委員会に答申する。

- 2 選定委員会は、前項の資料を作成するために、教育委員会が定めた採択方針に基づき教科書を調査研究する観点を定め、その観点を調査員に示す。
- 3 幅広い意見を取り入れるため、三次教科書センターに意見箱等を設置する。
- 4 選定委員会での協議の内容及び決定された事項については口外してはならない。

(選定委員会の委員)

第4条 選定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者から、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 小学校及び中学校の校長及び教頭
 - (2) 児童生徒の保護者代表

- (3) 学校教育の専門的知識を有する教育委員会事務局職員及び学校教育に係る学識経験を有する者
- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員会の委員となることができない。

(選定委員会の役員)

第5条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 選定委員会の委員の任期は、選定委員会の目的が達成されるまでの期間とする。

(選定委員会の会議)

第7条 選定委員会の会議は、教育長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決すところによる。

(調査員の所掌事務)

第8条 調査員は、第3条第2項に規定する観点に基づき、全ての教科書について調査研究を行い、特定の教科書に絞り込むことなく各教科書の特徴について意見を付し、別に定める様式により選定委員会に報告する。

- 2 教科用図書の見本について、広島県教育委員会が示す「選定資料」、選定委員会が示す「教科書調査研究の観点」等により調査研究する。
- 3 調査委員の会議での内容及び決定された事項については口外してはならない。

(調査員)

第9条 調査員は、小学校及び中学校の校長、教頭及び教員並びに教育委員会事

務局職員のうちから，研究実践が優れ，その教科についての見識が豊かな者を教育委員会が委嘱する。

2 調査員の人数は，次の表に掲げる教科ごとの人数以内とする。

〔小学校用〕

教科名	調査員の人数
国語	5人
社会	5人
算数	5人
理科	5人
生活	5人
音楽	5人
図画工作	5人
家庭	5人
体育	5人
英語	5人
特別の教科 道徳	5人

〔中学校用〕

教科名	調査員の人数
国語	5人
社会	5人
数学	5人
理科	5人
音楽	5人
美術	5人
保健体育	5人
技術・家庭	6人
英語	5人
特別の教科 道徳	5人

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び選定委員会の委員は，調査員となることができない。

4 教科ごとに代表者を定める。

5 調査員の会議は，教育長が招集する。

（調査員の任期）

第10条 調査員の任期は，すべての教科用図書の調査研究が達成されるまでの期間とする。

（事務局）

第11条 三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する事務局は，教育委員会学校教育課に置く。

（経費）

第12条 三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する経費は、教育委員会が負担する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、三次市教科用図書採択地区の採択事務に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委告示第18号)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委告示第3号)

この規約は、平成22年2月15日から施行する。

附 則(平成23年教委告示第11号)

この規約は、平成23年6月3日から施行する。

附 則(平成26年教委告示第13号)

この規約は、平成26年5月30日から施行する。

附 則(平成29年教委告示第15号)

この規約は、平成29年5月26日から施行する。

附 則(平成30年教委告示第10号)

この規約は、平成30年5月31日から施行する。

附 則(令和元年教委告示第15号)

この規約は、令和元年6月13日から施行する。